

平成 24 年 1 月 30 日

各 位

会 社 名：ナノキャリア株式会社

代表者名：代表取締役社長 中富 一郎

(コード:4571 東証マザーズ)

問合せ先：取締役 CFO 兼管理部長兼社長室長 中塚 琢磨

(TEL：03-3548-0217)

(訂正)「第三者割当による第 1 回及び第 2 回転換社債型新株予約権付社債及び第 8 回新株予約権の発行並びに臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 1 月 26 日付で「第三者割当による第 1 回及び第 2 回転換社債型新株予約権付社債及び第 8 回新株予約権の発行並びに臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」を開示いたしましたが、同資料の内容及び添付書類の(別紙 1) ナノキャリア株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項及び(別紙 2) ナノキャリア 株式会社第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項の記載の一部に誤りがありましたので下記の通り訂正をいたします。

記

1. 訂正の理由

当社が平成 24 年 1 月 26 日付で発表した「第三者割当による第 1 回及び第 2 回転換社債型新株予約権付社債及び第 8 回新株予約権の発行並びに臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」の内容の一部に、発行要項の記載と異なる箇所がありました。また、添付書類の(別紙 1) ナノキャリア株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項及び(別紙 2) ナノキャリア株式会社第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項一部の記載に、社債券を発行しないにもかかわらず、行使手続き等において社債券の存在を前提として規定している箇所がありました。加えて、期限の利益喪失に関する特約事項の一項目について、記載漏れがありましたので、これらを以下のとおり訂正するものです。

2. 訂正事項(訂正箇所には下線__を付しております。)

<訂正事項 1>

I. 第三者割当による第 1 回及び第 2 回転換社債型新株予約権付社債及び第 8 回新株予約権の発行

1. 募集の概要

②第 2 回転換社債型新株予約権付社債

(訂正前)

(9) その他	<u>当社の行使指示:</u> 一省略一 <u>償還請求権:</u> 本社債権者は、本新株予約権付社債の発行日より起算して 2 年経過した後いつでも、
---------	--

	当社に対して本社債の償還を請求することができます。 本社債権者は、当社が下記③記載の新株予約権を取得条項に基づき取得した場合にはいつでも、当社に対して本社債の償還を請求することができます。 上記各号については、当社臨時株主総会（平成 24 年 3 月 19 日開催予定）において第三者割当の方法による第 1 回及び第 2 回転換社債型新株予約権付社債及び第 8 回新株予約権の発行に関する議案の承認を得ること及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
--	--

（訂正後）

（9）その他	<u>当社の行使指示：</u> —省略— <u>償還請求権：</u> 本社債権者は、<u>平成 26 年 3 月 20 日以降</u>いつでも、当社に対して本社債の償還を請求することができます。 本社債権者は、当社が下記③記載の新株予約権を取得条項に基づき取得した場合にはいつでも、当社に対して本社債の償還を請求することができます。 上記各号については、当社臨時株主総会（平成 24 年 3 月 19 日開催予定）において第三者割当の方法による第 1 回及び第 2 回転換社債型新株予約権付社債及び第 8 回新株予約権の発行に関する議案の承認を得ること及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
--------	---

<訂正事項 2>

（別紙 1）ナノキャリア株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項

（訂正前）

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。

- （1）
- （2）
- （3） —（省略）—
- （4）
- （5） —（中略）—

19. 本新株予約権の内容

（10）本新株予約権を行使することができる期間

平成 24 年 3 月 21 日から平成 26 年 3 月 20 日までとする。但し、①当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の 3 営業日前の日まで、②買入消却の場合は、当社が本社債を消却したときまで、③期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、④本社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合は、本新株予約権付社債券が償還金支払場所に提出された時までとする。上記いずれの場合も、

平成 26 年 3 月 21 日より後に本新株予約権を行使することはできない。

(訂正後)

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。

(1)

(2)

(3)

－ (省略) －

(4)

(5)

(6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売（公売を含む。）の申立てがあったとき、若しくは滞納処分としての差押があったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。

－ (中略) －

19. 本新株予約権の内容

(10) 本新株予約権を行使することができる期間

平成 24 年 3 月 21 日から平成 26 年 3 月 20 日までとする。但し、①当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の 3 営業日前の日まで、②買入消却の場合は、当社が本社債を消却したときまで、③期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、④本社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の前銀行営業日までとする。上記いずれの場合も、平成 26 年 3 月 21 日より後に本新株予約権を行使することはできない。

<訂正事項 3>

(別紙 2) ナノキャリア株式会社第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項

(訂正前)

16. 償還の方法及び期限

(5) 本新株予約権付社債の社債権者は、平成 26 年 3 月 20 日以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の 2 週間以上前に事前通知を行い、かつ当該通知書記載の繰上償還日までに本新株予約権付社債券を償還金支払場所に提出することにより、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

(8) 本項に基づき本社債を償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

－ (中略) －

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。

(1)

(2)

(3)

－ (省略) －

(4)

(5)

－（中略）－

19. 本新株予約権の内容

(10) 本新株予約権を行使することができる期間

平成 24 年 3 月 21 日から平成 30 年 3 月 20 日までとする。但し、①当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の 3 営業日前まで、②買入消却の場合は、当社が本社債を消却したときまで、③期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、④本社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合は、本新株予約権付社債券が償還金支払場所に提出された時までとする。上記いずれの場合も、平成 30 年 3 月 21 日より後に本新株予約権を行使することはできない。

（訂正後）

16. 償還の方法及び期限

(5) 本新株予約権付社債の社債権者は、平成 26 年 3 月 20 日以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の 2 週間以上前に事前通知を行ったうえで、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

(6) 本項に基づき本社債を償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

－（中略）－

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。

(1)

(2)

(3)

－（省略）－

(4)

(5)

(6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売（公売を含む。）の申立てがあったとき、若しくは滞納処分としての差押があったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。

－（中略）－

19. 本新株予約権の内容

(10) 本新株予約権を行使することができる期間

平成 24 年 3 月 21 日から平成 30 年 3 月 20 日までとする。但し、①当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の 3 営業日前まで、②買入消却の場合は、当社が本社債を消却したときまで、③期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、④本社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の前銀行営業日までとする。上記いずれの場合も、平成 30 年 3 月 21 日より後に本新株予約権を行使することはできない。

以 上